令和５年度　第２回　熊谷市地域公共交通会議（書面協議）　協議事項

１　熊谷市ゆうゆうバスの停留所の試験設置について

協議事項１

熊谷市ゆうゆうバスの停留所の試験設置について

グライダーワゴンの八木田のバス停の新設と同バス停の設置に合わせたルート変更に伴う道ケ谷戸のバス停の移設について、試験運行を行うためそれぞれ停留所を設置してよいか伺います。（別添資料１のとおり）

【経緯】

八木田の自治会より要望書が提出され、バス停の新設を検討するもの。

令和５年５月 25 日に開催した第 36 回交通会議の議案８号のうち、本件について、バス事業者である委員より、同社の一般路線バスの停留所から直線距離で約 400m の近距離にあるが、事前に情報提供や協議がなかった等の意見をいただき、審議保留とした。

その後、八木田の自治会長やグライダーワゴンの運行会社である㈱協同バスと協議を行った結果、乗降の安全面等を考慮すると交通会議に議案として提出した位置以外に八木田のバス停の設置場所は考えられないという結論となった。

意見いただいたバス事業者を訪問し、上記経緯の内容を説明したところ、国道 407 号を通る路線の経営は非常に厳しく、同社のバス路線とゆうゆうバスのバス停が近くなる場合には、同社として賛成はできないと返答を得た。

既存路線バスへの影響の懸念について、自治会長、地元市議会議員に説明したが、運行実験は地元住民の要望なので実施してもらいたいという意向であった。

【適用】

会議の議決は、交通会議設置要綱第８条第４項に従い、出席委員の３分の２以上で決する。

本件が承認となった場合は、３か月間程の試験運行を行い、新設した停留所の乗降者数が、バス停新設・廃止に関する要綱に規定する１日 0.5 人以上に達するかを調査する。また、その間既存の民間路線バスへの影響がどれだけ発生したかを確認する。（同要綱第５条第２項「既存のバス停と競合しないこと」）

試験運行終了後、一度元の運行ルート、ダイヤに戻した上で、以上の集計結果をもって、令和６年４月以降に本運行とさせるかを改めて交通会議に諮る。

本件が不承認となった場合は、自治会長に対しバス停新設不承認通知書を交付する。

資料1　議案第1号

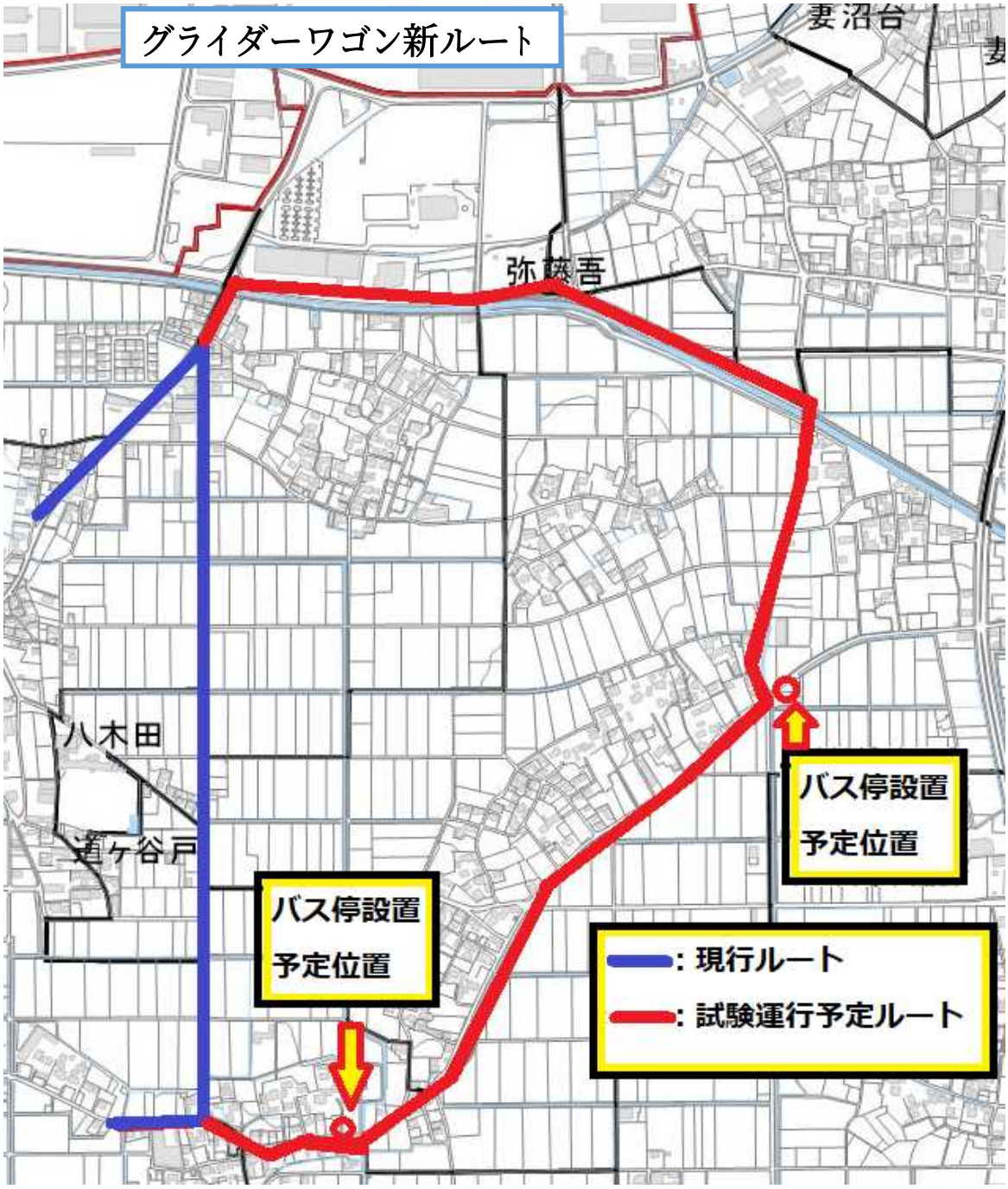
グライダーワゴン新ルート
妻沼台
弥藤吾
八木田
道ヶ谷戸
バス停設置
予定位置
バス停設置
予定位置
: 現行ルート
: 試験運行予定ルート

停留所の略図

【新設】

番　号		名　称	八木田			警察署	熊谷署
位　置		S	熊谷市八木田６６４番地先		運行系統	グライダーワゴン	
隣接停留所間の距離	(A)	（道ヶ谷戸）	1.00ｋｍ	（当停留所）	1.80ｋｍ	（備前橋南）	
	(B)	（備前橋南）	1.80ｋｍ		1.00ｋｍ	（道ヶ谷戸）	





停留所の略図

【移設】（意見を踏まえ、Ｂ位置を調整）

番　号		名　称	道ケ谷戸			警察署	熊谷署
位　置		A B	熊谷市道ケ谷戸２０２番地先 熊谷市道ケ谷戸２２１番１地先		運行系統	グライダー ワゴン	
隣接停留所間の距離	(A)	（八木田）	1.03ｋｍ	（当停留所）	0.71ｋｍ	（飯塚）	
	(B)	（飯塚）	0.72ｋｍ		1.02ｋｍ	（八木田）	



